

【資料4】基本計画の目標値の設定

1 統計データの変更点

新たな目標値の設定にあたり、統計データの項目の見直しを行ないました。

(1) 事業系資源物として、古紙類・生ごみを統計データ(ごみ排出量)に加える

変更理由

- ・古紙類・・・これまで、事業系古紙の処理は事業者の独自処理にゆだねていましたが、平成18年以降、一般廃棄物許可業者との連携により分別排出が進み、近年、許可業者を通じて正確な統計データが把握できるようになった。
- ・生ごみ・・・平成14年の堆肥化施設設置から10年以上経過し、スーパーや社員食堂等からのリサイクルが進んだ結果、安定した統計データが把握できるようになった。

⇒「事業系古紙(オフィス古紙)」と「食品ロス」の減量化・リサイクルの推進は全国的な課題であり、本市においても事業系ごみ減量化の柱となることから、統計データをもとに適切な施策を展開していくこととします。

(2) 川ざらい土砂を参考値とする

変更理由

市民の側溝清掃により排出される土砂は一般廃棄物ではありますが、側溝土砂は①排出量のコントロールが不可能であること、②体積から算出した推計値である、ということから、目標値のベースとなるごみ排出量には含めず、参考値として掲載するに留めることとします。

2 目標値の設定方法について

次期基本計画の目標値は、環境省の「平成22年度第61回循環型社会計画部会」での資料4『2R(リデュース、リユース)による環境負荷低減効果について』を参考に、

$$\begin{aligned} \text{可燃ごみ・不燃ごみ} &: (\text{基準年の排出実績} - \text{資源化可能量}) \times \text{減量化率} \times \text{取組み率} \\ \text{資源ごみ} &: (\text{基準年の排出実績} + \text{資源化可能量}) \times \text{減量化率} \times \text{取組み率} \end{aligned}$$

により『減量化可能量』を算出し、設定します。

※基準年: H22 (H23～H25は東日本大震災震災等の影響で一時的にごみが増加し、基準の数値に適さないため)

※資源化可能量: ごみ質ごとに排出実態を考慮して設定

※減量化率: 生活系20%、事業系35%(これまでの市、市民、事業者の各主体の取り組み状況を考慮して設定)

※取組み率: 75%(上記環境省部会での最大値)